

「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の 調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－２－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物調査会」（事務局：厚生労働省）において、その毒性により毒物・劇物への指定又は除外を行うことが適当であるとの審議結果を受けて、今後「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」での審議を経て、毒物及び劇物指定令の改正により毒物・劇物への指定又は除外を行う予定の物質は**3物質**であった。（参考Ⅱ－３）

当該**3物質**について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」に基づき調査を行った。

2 調査結果

3物質について調査した結果を表Ⅱ－２－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

(1) 対応不要の物質

ア 消防法危険物に該当する物質

劇物に指定する予定である表のNo.1の物質については、危険物第4類に該当するため、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

イ 消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外する予定であるNo.2,3の物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

(2) 対応を要する物質

今年度の消防活動阻害性評価は、対応不要の物質のみのため、消防活動阻害物質への指定についての更なる調査は要しない。

3 社会的影響について

今年度は消防活動阻害物質への指定についての調査は要しないため、社会的影響についての調査も行わない。

表Ⅱ－２－１ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の調査結果

区分	No.	物質名	対応の要否
指定する 劇物に 予定	1	3-アミノプロパン-1-オール	否(危険物)
除外する 劇物から 予定	2	2-イソブトキシエタノール (15%以下を含有する製剤を劇物から除外)	否(未指定物質のため)
	3	四酸化二アンチモン	否(未指定物質のため)